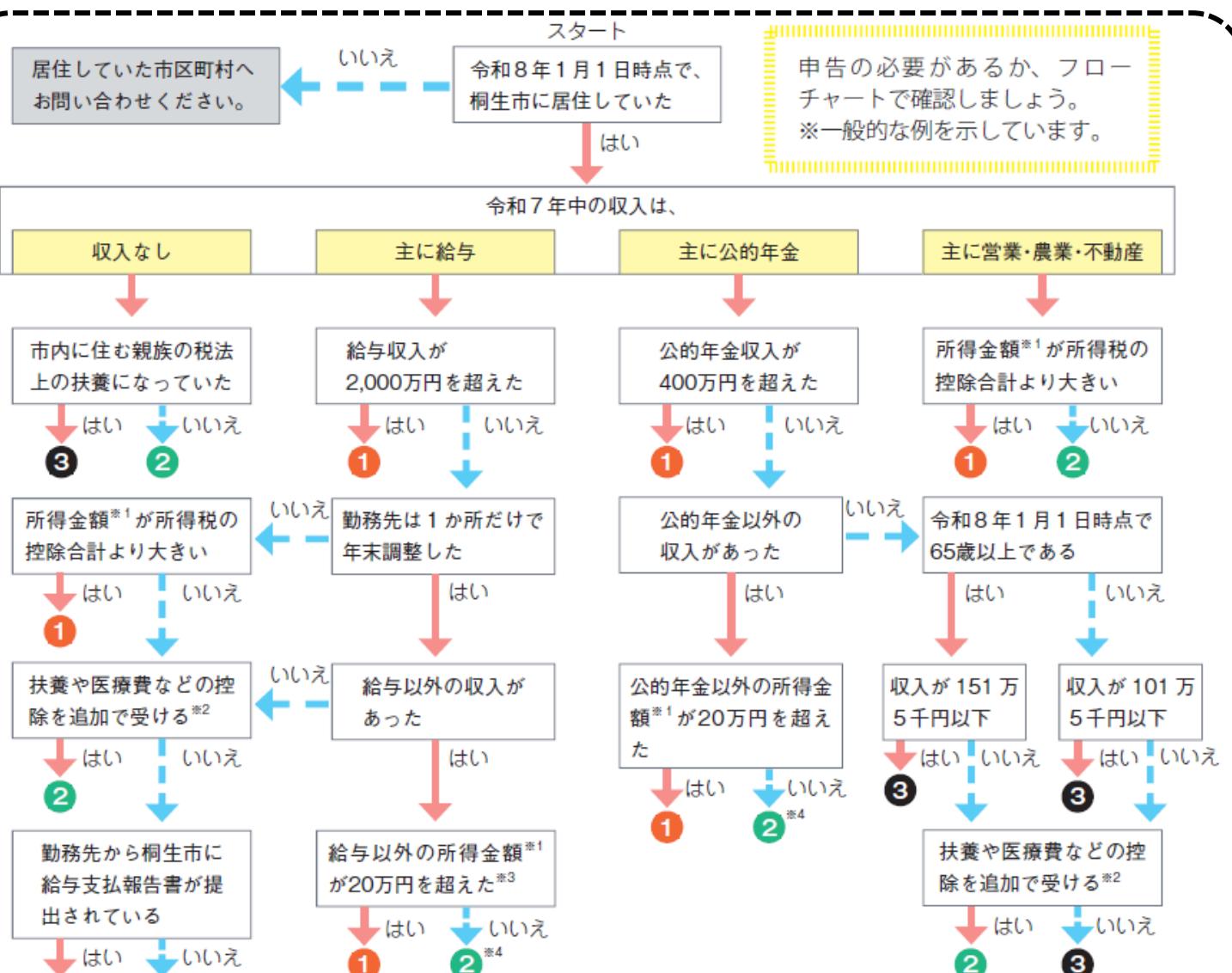


令和8年度 市民税・県民税の申告 & 所得税の確定申告 フローチャート



*1 所得金額とは、収入から必要経費を引いた額です。

※2 各種控除の適用には、毎年、年末調整や確定申告、市・県民税申告などが必要です。

※3 目安として「給与収入が85万円を超える」「65歳未満の人で公的年金収入が80万円を超える」「65歳以上の人で公的年金収入が130万円を超える」などがあります。

※4 収入が公的年金と年末調整済の給与のみで、勤務先から桐生市に給与支払報告書が提出されている人で、控除を追加しない人は申告不要です。

判定結果

1	所得税の確定申告が必要	原則、市・県民税の申告は必要ありません。 ※所得税額が発生しなければ、市・県民税の申告のみでよい場合 があります。
2	市・県民税の申告が必要	※所得税の還付を受けるためには、市・県民税の申告ではなく、 所得税の確定申告が必要です。
3	所得税の確定申告や市・県民税申告は不要	収入がない人で課税（非課税）証明書・所得証明書が必要な場合は、市・県民税の 申告が必要です。給与収入があり、年末調整をしていない人は、確定申告をすること で所得税の還付を受けられる場合があります。

- ▶ 市・県民税の申告が必要な場合は、電子申告または郵送、もしくは申告会場での申告を行ってください。
 - ▶ 所得税の確定申告が必要な場合は、国税庁ホームページなどをご確認ください。
また、令和8年3月16日（月）までの申告受付期間に限り、市役所・支所でも所得税の確定申告を受け付けます。
一部、市役所で受けられない申告がありますので、税務署または税理士等にご相談ください。